

桜川市第1次総合計画

基本構想（案）

平成18年8月



- 目 次 -

第 章	桜川市の将来像	1
第 1 節	基本理念と将来像	1
第 1 項	まちづくりの基本理念	1
第 2 項	まちの将来像	2
第 3 項	将来人口	3
第 2 節	土地利用構想	4
第 1 項	土地利用の現況と課題	4
第 2 項	土地利用の基本方向	5
第 章	施策の大綱	10
第 1 節	施策の体系	10
第 2 節	施策の方針	11
第 1 項	魅力と活力のある産業社会づくり	11
第 2 項	快適で潤いのある生活環境づくり	13
第 3 項	安心とやすらぎのある健康福祉社会づくり	15
第 4 項	豊かな心と生きがいを育む教育文化環境づくり	17
第 5 項	市民と行政による豊かな地域の自治づくり	19

第 2 章 桜川市の将来像

第 1 節 基本理念と将来像

第 1 項 まちづくりの基本理念

本市の特性や地域を取り巻く環境変化、及び市民意向をふまえ、本市のまちづくりの基本理念を次のように示します。

「自立」するまち

地域の資源を活かした多様な産業が息づき、地域内における経済循環が活発な「自立」するまちを目指します。

「調和」するまち

豊かな自然環境と歴史・文化を守りつつ、暮らしやすい生活環境が整った「調和」するまちを目指します。

「安心」のまち

市民が互いに協力し合い、生涯にわたって、安心して暮らすことのできる、「安心」のまちを目指します。

「育成」するまち

地域づくりを担うあらゆる世代の人々が、健やかな体と豊かな心を育むことのできる「育成」するまちを目指します。

「自治」のまち

市民と行政が協働で地域を運営し、効率的な行財政を推進する「自治」のまちを目指します。

第2項 まちの将来像

「自立」「調和」「安心」「育成」「自治」の5つの基本理念をもとに、桜川市の将来像を次のように定めます。



伝統と豊かな自然に恵まれた 田園文化都市 ~やすらぎのまち 桜川

桜川市では、市民と行政の協働によって、日本の原風景である田園空間や歴史・伝統を守り育て、個性と魅力にあふれたまちづくりを進めていきます。

「自立」「調和」「安心」「育成」「自治」の基本理念に則り、だれもが安心して住み続けられるやすらぎのまちを目指します。



第3項 将来人口

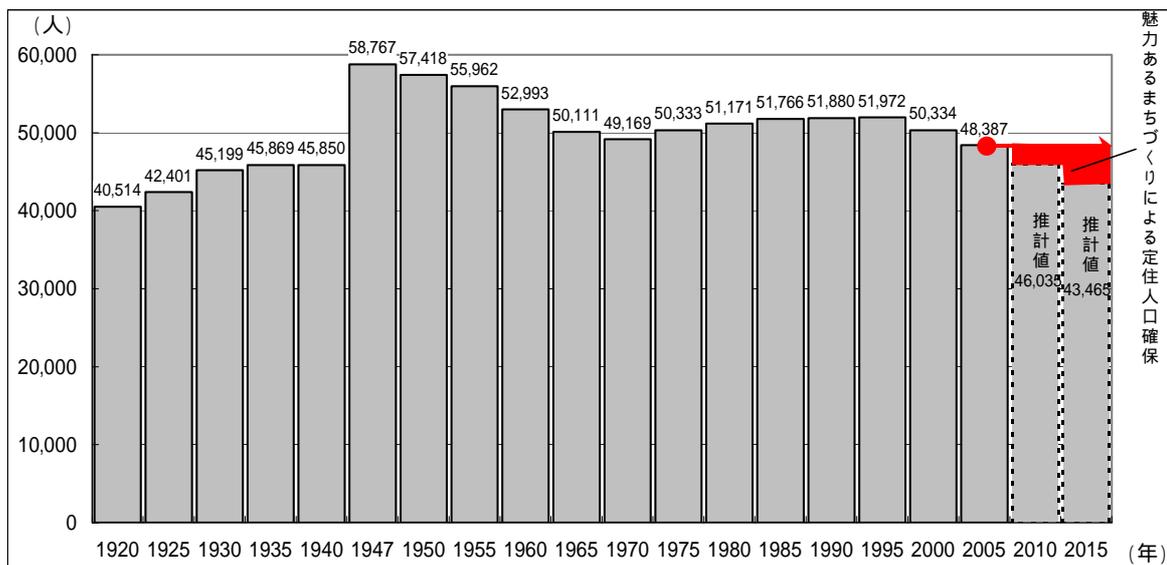
桜川市の人口は、戦後に一時的に急増したことを除けば、大きな増減がみられず、概ね5万人前後で推移する人口移動の少ない安定した地域といえます。しかしながら、近年においては平成7年(1995年)をピークに微減傾向が続いています。

本格的な少子高齢社会の到来により、我が国の人口は長期的な減少傾向に入り、今後は我が国のほとんどの地域で人口が減少するものとみられています。

桜川市としては、将来像に基づいた各種施策展開による魅力的なまちづくりを推進することにより、人口減少を抑え、今後も引き続き安定した定住人口を確保していくことを基本的な目標とします。

人口の長期的な傾向を踏まえ、10年後の平成28年(2016年)において、現在の人口である約4万8千人を維持することを将来目標とします。

図 桜川市の人口の推移



資料: 1920～2005年は国勢調査実績値。2010～2015年は新市建設計画による人口推計

第2節 土地利用構想

第1項 土地利用の現況と課題

1. 土地利用の現況

桜川市は、関東平野の中にあって、平野部に加え山麓地域や盆地等、変化に富んだ地形を有する地域であり、多様な土地利用がなされています。

最も多くの面積を占める山林は、北の高峯・富谷山、東の雨引山・加波山・足尾山から南の筑波山に連なり、水郷筑波国定公園と笠間県立自然公園の一角を占め、自然環境の保全・活用がなされています。これらの山々は古くから信仰の対象となっており、神社仏閣等歴史的な資源も数多く残されています。また、御影石をはじめとする貴重な地下資源の宝庫であり、地場産業である石材業の採掘場も複数存在しています。

岩瀬盆地から桜川沿いに広がる平野部は、主として水田として利用されており、西部の関東ローム層に覆われた台地では、施設園芸を中心とした小玉スイカ等の畑作が盛んとなっており、近郊型の農業が行われています。

一方、歴史的なまちなみが残る真壁の市街地とJR岩瀬駅周辺地区では、商業・サービス施設、公共施設、居住機能の集積がみられます。

2. 土地利用の課題

桜川市においては、高齢化の進行に伴い農業や石材業等の地場産業における人材確保が難しくなっていることから、耕作放棄地や廃業地が増加しており、これらの土地の利活用が課題となっています。

また、市街地においても居住機能や商業機能の低下が進んでおり、これらの機能の再生が望まれています。

一方、車社会の進展に伴い、国道50号沿いには商業等の立地が進んだものの、広域的な競合が激化する中で出店や退店が目まぐるしいことから、安定的な土地利用を図っていくことが課題となっています。

また、北関東自動車道のインターチェンジが市内に設置されることから、その周辺地域において土地利用の転換を図っていくことが必要です。

これらの課題を踏まえ、成熟社会に対応できる新たな土地利用の在り方が求められています。

第2項 土地利用の基本方向

1. 土地利用の基本方向

桜川市の土地は、市民の生活や生産活動を支える共通の基盤であり、その利用の在り方は市民生活や市勢の発展に深い関わりをもっています。

本市の土地利用にあたっては、公共の福祉を優先させ、次代へ引き継ぐ自然環境の保全に努めながら、総合的・長期的な視点に立って計画的な利用を推進します。

また、今後は大きな人口増加が見込めないことから、新たな大規模開発を抑制し、低・未利用地の有効活用を優先させることとします。

すなわち、「量の拡大」から「質の向上」へ土地利用の考え方を転換させ、持続的な発展が可能な、桜川市らしい土地利用の展開を目指します。

2. 土地利用の基本方針

(1) エリア別の基本方針

自然環境保全エリア

多様な自然環境の保全とともに、レジャー・レクリエーション機能としての活用を図ります。

特に、水郷筑波国定公園・笠間県立自然公園の指定を受けている豊かな自然環境は次世代へ引き継ぐべき貴重な資源です。

そのため、所有者や関係機関との連携を強化し、その積極的な維持・保全に努めながら資源の効率的な管理と活用を図ります。

また、里山の景観保全や市民が自然とふれあう場や子どもたちの環境教育の場等、森林資源の様々な活用を適正に図ります。

農業生産エリア

優良な農用地の保全と活用に向けて、立地条件を生かした高付加価値化を図ります。また、美しい農村環境の保全に努めると同時に良好な農村基盤整備を進めます。

他方で、都市的土地利用への転換ニーズが強く、地域の活性化の必要性が認められる地域については、農村的土地利用を基本としつつ都市的土地利用との調整に努め、有効かつ適正な土地利用を図ります。

産業施設・工業エリア

産業施設・工場の集約化と活性化を図ると同時に、企業誘致を進めます。

工業用地の整備に当たっては、自然環境の保全と公害防止に努め、周辺の生活環境整備に配慮しながら進めます。

商業系市街地エリア

都市的機能の集積を高め、人々が賑わう交流拠点として整備を進めます。また、市民の生活利便性・快適性を高め、新市の生活環境の向上に努めます。

特に岩瀬および真壁の市街地については、それぞれの地域の実情に応じ、計画的に良好な市街地の形成を図ります。低・未利用地の有効活用を促すとともに緑地空間の確保に努め、災害に強い安全なまちづくりを推進します。

住宅系市街地エリア

住宅地については、人口および世帯数の増減や高齢化の進行、ライフスタイル等による住宅ニーズの変化に対応できるよう、地域特性に配慮した良好な住環境の確保に努めます。

(2) 拠点整備の基本方針

まちの個性を活かした活性化を図るため、レクリエーションや歴史・文化等をテーマとした拠点整備を行います。

レクリエーション拠点

自然体験型の観光・レクリエーション施設の整備を進めます。

歴史文化拠点

歴史的・文化的遺産の保全と整備に努め、地域内外からの観光拠点としての整備を進めます。

地域交流拠点

インターチェンジや鉄道駅の交通機能を活かし、地域内外のヒト・モノが交流する地域交流拠点としての整備を進めます。

(3) 道路・水路等整備の基本方針

道路

国・県道等の主要幹線道路は、市域の広域化に対応する道路であるとともに、市内外の交流や地域産業振興を支える基盤となることから、南北道路の整備をはじめ、その改良・整備を強く要請するとともに、通過交通にも配慮した快適性の高い道路環境整備に努めます。

市道については、市民の移動性の向上や生活環境基盤の強化のため、道路需要に適切に対応しながら狭あい道路の解消に向け、その改良・整備を計画的に進めます。

農林道については、農林業振興と生活環境基盤の整備のため、一般道路と適切な連携を図りながらその整備を図ります。

水面・河川・水路

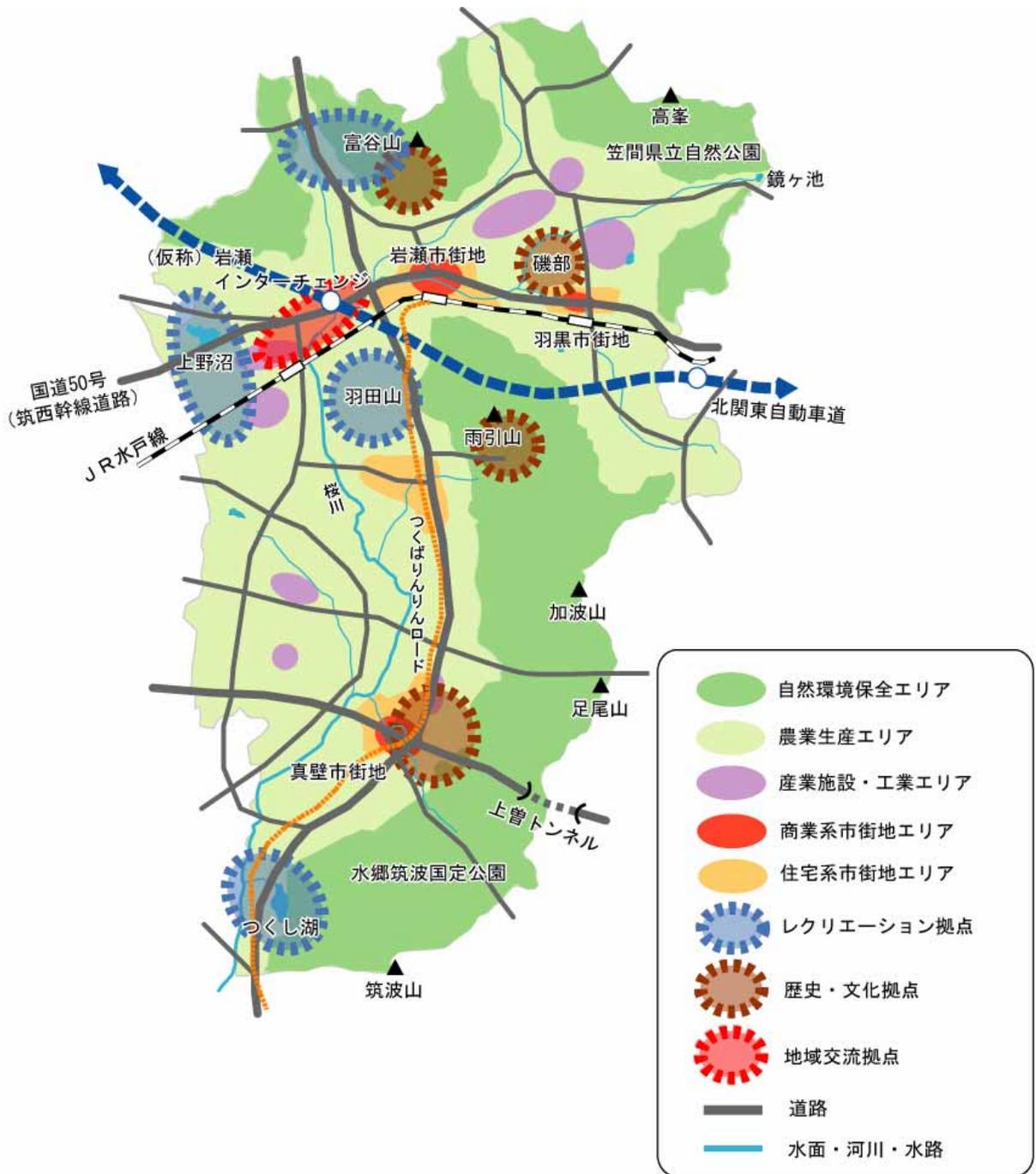
鏡ヶ池に水源を発し本市を南北に流れ霞ヶ浦に注ぐ桜川は、本市の象徴空間として、親水空間的活用や景観の維持・保全、水質維持に努めます。

また、その他の水面についても危険箇所の把握に努め、安全性の確保を図るとともに、農業用水や親水空間として、適切な維持管理・保全・活用を図ります。

公共・公益施設用地

道路・河川・公園等の公共施設や、医療施設・社会福祉施設といった公益施設については、市民生活上の利便性を前提に、環境保全や景観形成、広域的な利活用に配慮しつつ、必要となる用地を確保します。

土地利用構想図



3 . 広域的なネットワーク構想

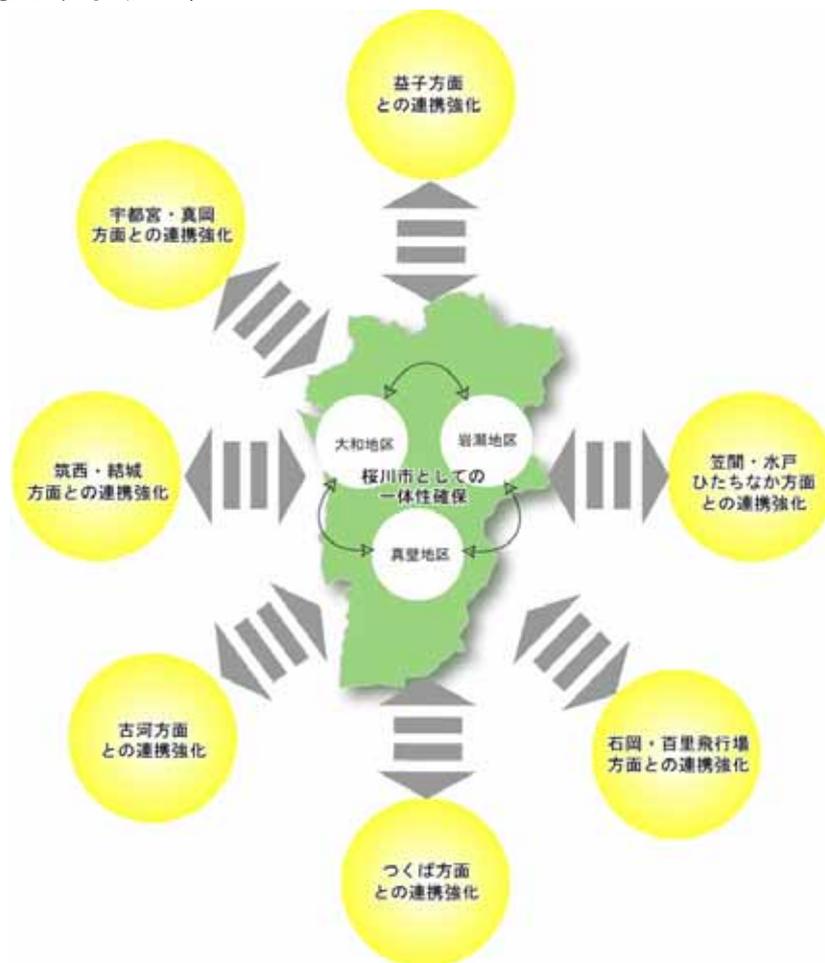
北関東自動車道・筑西幹線道路・上曽トンネルをはじめとする広域交通インフラ*1の整備によって桜川市のポテンシャルが向上することが見込まれます。

また、市域が拡大したことで、より多様な地域とのつながりが持てるようになりました。

今後は、新市としての一体性の確保を図るとともに、広域交通インフラを活用しながら、本市の広域的な位置付けの強化を図ります。

つくば市をはじめとする周辺の拠点都市との人・モノ・情報の交流を活発化させ、各都市・地域のふれあいによる新たな産業・文化の創造や相互に補完し合う関係性の構築を図ります。

広域的なネットワーク

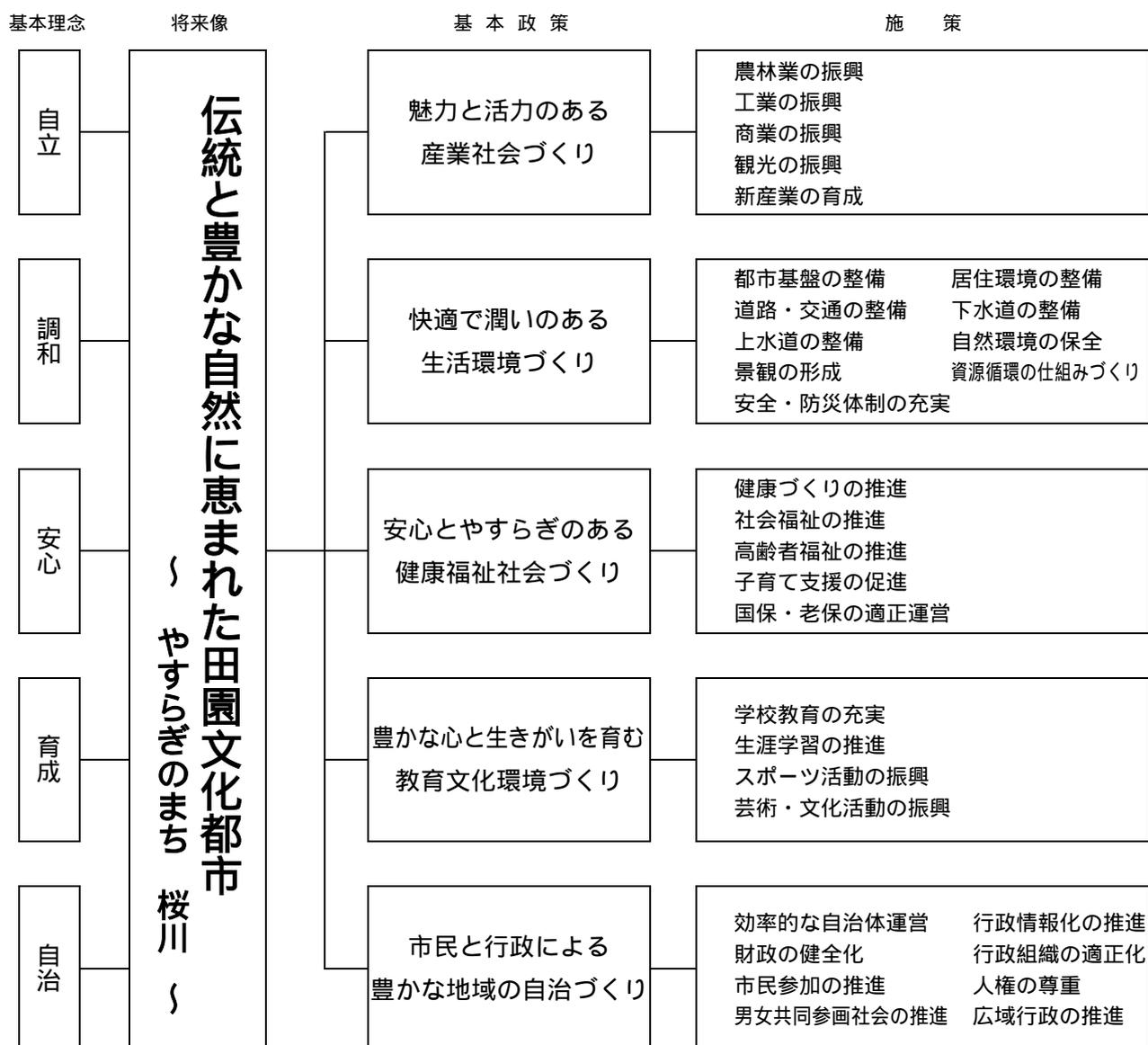


*1 インフラはインフラストラクチャー（infrastructure）の略で、もともとは「下部構造」という意味です。これが転じて「産業や生活の基盤として整備される施設」を指すようになりました。狭い意味では、道路・鉄道・上下水道・送電網・港湾・ダム・通信施設など「産業の基盤となる施設」を指しますが、広い意味では学校・病院・公園・福祉施設など「生活の基盤となる施設」も指します。

第 章 施策の大綱

第 1 節 施策の体系

「自立」「調和」「安心」「育成」「自治」の5つの基本理念に基づいた将来像「伝統と豊かな自然に恵まれた田園文化都市～やすらぎのまち 桜川～」を実現するため、5つの基本政策を定め、具体的な施策を体系的、総合的に推進します。



第2節 施策の方針

第1項 魅力と活力のある産業社会づくり

魅力と活力のある産業社会の構築を図るため、桜川市の特性を活かした地場産業や観光をはじめとする各種産業が、社会経済環境の変化に柔軟に対応し、高い競争力を発揮できるよう各種施策を推進します。

農林業の振興

本市の恵まれた自然や大消費地に近接する立地条件を活かし、安全・安心で良質な農作物の安定供給を図るため、優良農地の確保、農業生産基盤の整備、経営感覚に優れた農業者の育成を推進します。

また、地産地消の拡大に努めるとともに、特色ある農産物のブランド化を進め、観光産業と連動した農業、新技術と連携した農業等、新しい魅力ある農業の育成を図ります。

また、林業については、林道整備等の必要な基盤整備と計画的な造林・保育を推進するとともに、森林のもつ保健休養機能に着目し、市民の憩いとやすらぎの場として多面的な活用を図ります。

工業の振興

桜川市を代表する地場産業である石材業については、市のシンボリックな産業として、市内外へのPRに努めるとともに、市内外の石材関係団体と連携し、石製品の市場・販路を拡大させ、石材や石製品の供給基地としての確立・活性化を図ります。

加えて、伝統技術の保存・伝承を図りながら、後継者の育成と技術向上、新製品開発による新分野への進出を促進します。

既存の工業については、関係機関との緊密な連携のもとで、経営の指導・相談と融資制度の充実等の中小企業の育成、支援施策を進めます。

また、工業団地等に進出する企業に対する各種優遇措置の整備や地域の優位性のPRなどにより地元雇用型の企業を誘致します。

商業の振興

多様化する消費者ニーズに対応できる魅力と活力に満ちた商業の振興を図るため、地域の特性を活かした商業空間の形成に努めます。

岩瀬駅周辺については、駅の南北の往来を可能とする跨線歩道橋の

整備を進め、公共交通の利用促進を図りながら、交流拠点として整備を推進します。

歴史的建造物の集積する真壁地区については、特徴的なまちなみ景観を保全・活用し、交流拠点としての魅力向上を図ります。

国道 50 号沿線の岩瀬地区については、景観や騒音に配慮しながら沿道型の商業・サービス機能の充実化を図ります。

また、これらの取り組みにより地元購買率を高め、商業の発展と資金の地域内循環による経済波及効果の拡大を図ります。

観光の振興

水郷筑波国定公園・笠間県立自然公園の指定を受けている豊かな自然環境、国の天然記念物・名勝指定の「桜川のサクラ」や 100 軒を越す登録文化財を有する真壁のまちなみ等の歴史・文化資源を活かし、観光を桜川市の産業の柱の一つとなるよう育成・強化を図ります。

既存の観光拠点の整備拡充を図るとともに、イベントや観光宣伝の強化により、人と人とのふれあいを大切にした体験型の観光地の形成を図ります。

また、つくばりんりんロードや北関東自動車道の活用、さらには筑波山周辺地域の連携により広域観光ルートの開発に取り組みます。

新産業の振興

北関東自動車道の整備に伴う広域連携物流特区指定のメリットを活かし、物流関連企業等の誘致に努めます。

また、金融制度の充実や起業家に向けたビジネス情報の提供を行い、福祉・IT 関連等地元の生活者ニーズに応えるコミュニティビジネス^{*2}をはじめとした起業・創業を支援します。

^{*2} コミュニティビジネスとは、市民が主体となって、地域が抱える課題をビジネスの手法により解決し、またコミュニティの再生を通じて、その活動の利益を地域に還元するという事業のことの総称です。コミュニティビジネスは法人、資格を示すのではなく、「地域性・社会性+事業性・自立性」を伴った地域事業体のことを指します。

第2項 快適で潤いのある生活環境づくり

快適で潤いのある暮らしが実現できる環境づくりを進めるため、生活に密着した都市基盤の整備を推進するとともに、地域の特色を活かした美しい都市景観づくりに努めます。また、豊かな自然を後世に引き継いでいけるよう自然環境の保全に積極的に取り組むとともに、環境負荷の少ない循環型社会の構築を図ります。

都市基盤の整備

北関東自動車道の整備や少子高齢社会への移行など、時代環境の変化に適切に対応していくために、計画的な都市基盤の整備を図ります。

JR 駅周辺や市街地については、人や物が集まる地域の生活拠点として各種都市基盤の整備を推進します。

また、ブロードバンドなど高度情報社会に対応した情報基盤の整備を促進します。

レクリエーション拠点や歴史・文化拠点、地域交流拠点として位置付けた地域については、それぞれの地域特性に対応しつつ、だれもが訪れやすい環境に配慮した基盤整備を推進します。

居住環境の整備

自然と調和した住環境を整備・誘導することにより、高齢者や若者、Uターン就職者等の多種多様な市民ニーズに対応した快適で安心して暮らせる環境の形成を図ります。

また、老朽化している公営住宅については、計画的な修繕や建替えを行うとともに、民間賃貸住宅の活用についても検討します。

道路・交通の整備

北関東自動車道・国道50号・主要地方道つくば益子線等の地域内外を結ぶ幹線道路、通勤・通学等の地域内の日常生活を支える道路等、それぞれの機能に応じた道路ネットワークの構築を進めます。

また、高齢者や障害者等全ての人が利用しやすい交通体系の構築や、交通が不便な地域の解消を図るために公共交通サービスを充実させます。

下水道の整備

清潔で快適な生活環境を確保するとともに、河川や湖沼等の公共用

水域の水質を保全するため、下水道・合併処理浄化槽等の整備を進めます。

上水道の整備

安全でおいしい飲料水を安定的に提供するために、上水道の整備を進めます。

また、水道料金や給水サービスの格差を是正し、管理体制の一元化を進めるとともに、水道局の経営基盤を強化し、独立採算を目指した健全な経営体制を確立します。

自然環境の保全

かけがえのない自然環境を守り次世代に継承するため、森林や水辺環境、美しい農村風景等の地域の環境保全のための実践活動を行うよう、市民意識の啓発に努めます。

なかでも桜川については、市のシンボル空間として、沿道の桜や四季折々の自然が楽しめる魅力ある親水空間の形成を図ります。

また、市街地においては、人々のコミュニティの場として公園・緑地の整備を進めます。

景観の形成

桜川市が有する自然・歴史・文化等をはじめ、人々の生活や経済動向との調和を図りつつ、桜川市らしい良好な景観形成を目指し、それぞれの地区の特性を活かしながら景観形成事業を推進します。

資源循環の仕組みづくり

市民や事業所等の環境保全に対する意識啓発を積極的に行い、適正な廃棄物処理、資源ごみの再利用・再生利用（リサイクル）による循環型社会の構築を進めます。

また、行政が率先して省エネルギー・新エネルギーの利用に取り組み地球温暖化対策を進めます。

安全・防災体制の充実

自然災害や火災、交通事故、犯罪等から市民の生命や財産を守るため、防犯・防災意識の向上を図るとともに、個人単位や地域単位での自主防衛活動を支援し、個人・地域・行政が一体となった防犯・防災体制の構築を図ります。

第3項 安心とやすらぎのある健康福祉社会づくり

すべての市民が住み慣れた家庭や地域の中で、元気で健康に暮らすことのできる社会の実現を目指し、市民の健康保持・増進のための施策を推進するとともに医療体制の充実に努めます。

また、すべての市民が地域の中で共に支えあい、安心して暮らすことのできる福祉社会の実現のため、保健・医療・福祉の連携による福祉環境の充実に努めます。

健康づくりの推進

各種健診・検診の受診率を高めるほか、生活習慣病の予防についての意識啓発に取り組み、市民一人ひとりが「自分の健康は自分で守る」という意識をもち、自ら参加する健康・体力づくり運動を推進します。

また、救急医療体制や医師の不足といった市民の不安に応えるため、医療機関の連携や総合医療施設の誘致等、地域医療体制の充実に努めます。

社会福祉の推進

地域に住む全ての人々が自立した日常生活・社会生活を営み、心身ともに安心して暮らせるよう、福祉サービスおよび関係機関のネットワークを充実します。

また、少子・高齢化や核家族化等により、地域における相互扶助の機能が失われつつあることから、市民一人ひとりが福祉への理解と関心を高めるとともにボランティアの確保・育成等コミュニティ単位での福祉施策を推進します。

高齢者福祉の推進

高齢者のだれもが、住み慣れた我が家や地域で誇りと生きがいを持ち、元気で暮らすことのできる環境の整備に向け、各関係機関や民間との連携により、在宅福祉サービスの充実をはじめ保健・医療・福祉サービスの充実に努めます。

一方、介護保険事業の拡充はもとより、元気な高齢者を増やすために、介護予防やリハビリテーションの充実に努めます。

元気な高齢者に対しては、豊かな知識と経験を活かして地域で活躍できるよう、就労やボランティア活動の機会拡充を図ります。

子育て支援の促進

出産・子育てに伴う経済的負担の軽減や、子育てと就労の両立への支援等、地域の中で子どもを安心して産み、子育てに大きな喜びを実感できる環境づくりを進めます。

また、市民の多様な子育てニーズに応えるため、幼稚園、保育所及び就学前の子どもに幼児教育・保育を総合的に提供する認定こども園における就学前児童への保育サービスの充実や子育て支援センターの整備、空き教室や高齢者福祉施設を活用した学童保育、児童に関する相談体制の充実等に努めます。

国保・老保の適正運営

高齢化に伴う医療費の増加等により、国民健康保険は厳しい財政状況にあることから、医療費の適正化や保険料収納率の向上により財政基盤の安定化を図り、安心して医療を受けられる体制づくりを進めます。

第4項 豊かな心と生きがいを育む教育文化環境づくり

将来の桜川市を担う人材の育成のために、学校や家庭、地域が連携した地域ぐるみでの教育環境の充実を図るとともに、子どもたちの豊かな心と生きる力を育むため、特色ある教育内容の充実に努めます。

また、まちづくりの主役となる市民の多様な学習・創作活動を支援し、子どもからお年寄りまでだれもが自ら学び、その成果を活かすことのできる生涯学習環境の整備に努めます。

学校教育の充実

子どもが自ら学び自ら考える「確かな学力」、他人を思いやる心や感動する心等の「豊かな心」、たくましく生きるための「健康や体力」等、次代を担う子どもたちの『生きる力』を養います。

また、国際理解教育、情報教育、特別支援教育^{*3}等、特色ある学校づくりを進めます。

加えて、地域農産品を活用した食育を通じ子どもの望ましい食習慣の形成や食に関する理解を促進し、健康の保持・増進と体力の向上に努めます。

学校施設については、耐震性に問題のある学校について早期に改修を図るほか、コンピュータやインターネットを活用できる環境を整備します。

生涯学習・芸術文化活動の推進

子どもから高齢者までだれもが自ら学び、その成果を活かせるよう、生涯学習の施設整備・機能を充実させるとともに、公民館講座や自主活動等の機会拡充、地域の関連団体の育成等に努めます。

また、子どもがたくましく伸び伸びと生活できるよう、地域の子どもは地域で育てる環境を形成し、地域住民の連帯意識を高め、世代間交流等による地域社会の活性化を図ります。

芸術・文化活動については、既存の文化施設や地区公民館等を活用し、市民の活動を支援するほか、国内外の音楽・演劇等の芸術活動にふれる機会の充実に努めます。また、市民の芸術・文化活動に対するニーズの高まりに対応し、拠点となる施設の整備を検討します。

^{*3} 特別支援教育とは、これまでの特殊教育の対象の障害だけでなく、その対象でなかった学習障害、注意欠陥・多動性障害、高機能自閉症をふくめて障害のある児童生徒に対して、その一人一人の教育的ニーズを把握し、当該児童生徒の持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために、適切な教育を通じて必要な支援を行うもの

スポーツ活動の振興

市民が生涯にわたって、身近にスポーツ・レクリエーションに親しみ、健康で生きがいのある生活を送ることができるよう、だれもが利用しやすい施設等の整備、参加機会の拡充と各種スポーツ大会の充実を図ります。

また、体育協会、スポーツ少年団等の充実や指導者の育成を図るほか、総合型地域スポーツクラブ等の設立によりスポーツによる地域振興を図ります。

文化財・伝統芸能の保存・活用

市内の貴重な文化財や史跡などは、その保護・保存に努めるとともに、郷土学習への取り組みや交流人口拡大のための活用を進めます。

また、藍染・人形浄瑠璃・ささら舞等の伝統工芸・芸能等について、その保存および人材育成を図るとともに、学校との連携などにより、地域の子ども達が伝統を学び触れ合う機会を確保し、後世への伝承を図ります。

第5項 市民と行政による豊かな地域の自治づくり

地域自治は、市民と行政の協働による運営が不可欠となっていることから、自治活動の支援、市民参画による行政運営を推進し、地域特性や社会潮流、市民ニーズを踏まえた多様な地域づくりに対応できる協働による地域自治体制の構築を図ります。

また、市民に対する積極的な情報提供を推進し、健全で透明性の高い行政運営に向け行財政改革に努めます。

効率的な自治体運営

地方分権の時代にふさわしい自立した行政運営体制の確立を目指し、行財政改革大綱に基づき、事務の効率化や合理化、事務事業評価や行政評価の導入を図ります。

また、公共施設の整備やサービスの提供について、指定管理者制度^{*4}の導入等による民間委託を進め行政のスリム化を図ります。

行政情報化の推進

行政に対する市民の理解と認識を高めるとともに、高度情報社会に対応した市民の暮らしの実現に向け、より利便性の高い電子市役所の確立を図ります。

いつでも、どこでも、だれでも、必要とする申請・届出手続きや地域情報を手軽に取り出すことのできる環境を整備します。

一方、電子化による情報管理への移行にあたり、セキュリティ^{*5}の保護に留意した技術的な対策を進めるほか、セキュリティに対する職員の意識向上に努めます。

財政の健全化

現在の厳しい財政状況を踏まえ、市税の確保や受益者負担の適正化による財源の充実確保に努めるとともに、経費全般についての節減等による積極的な歳出削減に努めます。

また、限られた財源のなか、財政規模に応じ、財源の重点的・効率的な適正配分を行い、計画的で健全な財政運営を図ります。

^{*4} 住民の福祉を増進する目的のために地方公共団体が設置した「公の施設」の管理について、民間事業者を含む地方公共団体が指定するもの（「指定管理者」）に、管理を行わせる制度のこと。

^{*5} コンピュータを利用する上での安全性。コンピュータへの不正アクセスやデータの改竄などの問題を扱う分野。

行政組織の適正化

多様な市民のニーズや複雑化する事務事業に適切に対応できるよう組織の見直しや職員の適正配置を行い、市民にとってわかりやすいサービスの提供体制の構築に努めます。

また、職員の資質・能力の向上、意識改革等を図り、市民の高い要望や要請に的確に応えられる人材の育成に努めます。

市民参加の推進

市民本位の地域づくりを推進するために、行政計画の策定・推進・評価について、公募等により市民が参加できる仕組みを確立します。

また、地域の美化活動や防犯活動等、市民が行う主体的な活動を支援するとともに、まちづくりに対する市民意識の高揚を図ります。

人権の尊重

人権啓発活動の推進により人権尊重に対する意識の高揚を図り、市民生活や市民活動等様々な施策のなかで人権尊重意識が反映される差別のない社会づくりを進めます。

男女共同参画社会の推進

あらゆる分野において男女がお互いに認め合い、協力しあいながら地域づくりを進める市民意識を醸成します。

特に、行政や民間における男女共同参画を促進するための環境整備を推進し、行政が率先して実施します。

また、多様な働き方を可能にする環境整備を進め、男女が協力して子育てができる支援体制づくりに努めます。

広域行政の推進

市民生活圏の拡大、市民ニーズの高度化・多様化に対応するため、これまで一部事務組合で実施してきた消防・ごみ処理・し尿処理・病院等について、引き続き広域的な自治体連携により実施します。

さらに、国や県が実施する大規模プロジェクトについては、近隣自治体と連携しながら促進していきます。

また、桜川等まちの個性を活かした他都市との連携やネットワークづくりを進め、地域の活性化を図ります。